

議事（１）市民遺産の認定にかかる取り決めについて

①市民遺産の認定範囲拡大について

市民遺産申請の事前相談を受ける中、下記の問い合わせを受けたため、意見を求めるもの。

「一度認定された市民遺産について、認定案件の範囲を広げたい場合、それは別途認定を受ける必要があるのか、認定範囲の拡大が可能なのか。」

【参考】京丹後市市民遺産制度実施要綱の関連条文
(認定内容の変更)

第 6 条 認定を受けた市民遺産の所有者等は、第 4 条の規定による申請の内容に変更があったときは、認定内容変更届（別記様式第 4 号）により、速やかに教育委員会に届けなければならない。

②市民遺産の認定証交付内規（案）について【次頁参照】

認定された市民遺産について、要綱に定める通知書で認定を知らせるだけでなく、認定証を交付することで市民遺産に関する機運醸成、地域活性化への一助とするもの。

京丹後市市民遺産認定証交付に関する内規（案）

京丹後市市民遺産に認定されたものについて、下記の取り決めのもと、認定証を交付するものとする。

1. 認定証の交付

- （1）市民遺産会議は、京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和6年1月4日教育委員会告示第2号、以下「要綱」）第5条第1項により認定を受けた市民遺産について、推薦者に対し認定証を交付する。
- （2）推薦者と所有者が異なる場合においても、推薦者に対してのみ認定証を交付するものとし、所有者への通知は要綱第5条第2項による認定通知書のみとする。
- （3）認定証の交付数は、認定を受けた市民遺産1件に対して1枚とする。

2. 認定証の様式

認定証の様式は、市民遺産会議において別途作成する。